

秦 野 市 文 化 会 館
指定管理者候補選定結果報告書

令和8年7月

秦 野 市 文 化 会 館
指定管理者選定評価委員会

1 選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

募集要項に定めた応募資格等を全て満たしている事業者から提出された事業計画書の内容について、あらかじめ定めた審査項目別に秦野市文化会館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、全委員の評点の平均点を基に総合的に判断のうえ、選定する方法とした。

(2) 選定結果

別紙「指定管理者選定評価委員会評点集計表」に基づき、慎重かつ公正な審議をした結果、高い評点を獲得した申請団体②みんなの文化会館はだのパートナーズを指定管理者の候補者として、また、申請団体①株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理者候補の次点者として選定した。

申請団体② みんなの文化会館はだのパートナーズ 103.8点

申請団体① 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 91.2点

2 選定評価委員会の開催経過

秦野市文化会館の指定管理者候補の選定に当たり、審査を行った。

なお、指定管理者候補の選定に係る選定評価委員会の開催経過は、次のとおりである。

(1) 令和7年度第2回選定評価委員会 令和8年3月27日（金）

正副委員長の選任、募集要項及び仕様書の検討並びに決定

(2) 令和8年度第1回選定評価委員会 令和8年7月13日（月）

指定管理者指定申請者の審査及び指定管理者候補の選定

3 選定までの主な経過

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年4月15日（水） |
| (2) 現地見学会 | 令和8年5月14日（木） |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年5月21日（木） |
| (4) 質問回答期限 | 令和8年6月1日（月） |
| (5) 申請書受付期限 | 令和8年6月19日（金） |
| (6) 第1次審査（書類審査等）は規定の申請数を下回ったため実施なし。 | |
| (7) 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和8年7月13日（月） |

4 募集の趣旨

秦野市文化会館の管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び秦野市文化会館条例（昭和54年秦野市条例第24号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定に基づき、指定管理者を募集したものである。

5 施設の概要

(1) 名称

秦野市文化会館

(2) 所在地

秦野市平沢82番地

(3) 施設設置目的

秦野市文化会館は、条例第2条の規定のとおり、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るための施設として設置している。

6 指定管理者の応募資格

- (1) 応募資格は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすこととしたものである。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 現地見学会に参加すること。

(2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意することとしたものである。

ア (1)のアからカまでの要件は全ての法人等が、また(1)のキの要件については構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があること。

イ 代表する法人等を定めること。

ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできないこと。

エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできないこと。